

列状間伐事業仕様書

1 選木

- (1) 列状間伐の場合は、特記仕様書のとおり残す列と伐倒する列を設置するが、林縁沿いの立木列は伐倒する列には設定しないこと。また、列の方向が不明瞭、もしくは搬出に不適當な場合は、植栽の列によらず、2m 程度の帯を列とみなすことができる。この場合、伐採率が過剰とならぬよう伐採列の幅を厳密に設定し、立木の中心をもって伐採の有無を判断すること。

2 伐木・造材・集材・運材

(1) 伐木

- (ア) 伐木の伐採位置は可能な限り地面に近くすること。
- (イ) 伐倒時に残置木を傷つけないよう注意すること。
- (ウ) かかり木となる恐れがある立木は、事前につる切り、枝おろしを励行することとし、かかり木となった場合はチルホール等安全な方法で処理を行うこと。
- (エ) 伐倒にあたっては厚生労働省安全衛生部監修の「伐木作業安全衛生必携」に示されている事項を遵守し、作業手順の省略等無いよう徹底すること。

(2) 造材

- (ア) 伐捨間伐の場合、伐倒木の主幹が地面に接する様にし、歩行の支障とならない程度に枝払いを行う。
- (イ) 伐木は、残存木を損傷しないように十分注意しなければならない。
- (ウ) 造材は、伐倒木の形状等を勘案し、節、曲がり、その他素材の品質に及ぼす欠点を充分精査の上、製品価値を高めるようにしなければならない。(造材寸法表による)
- (エ) 造材は、正確に測定し、樹心に直角に玉切り、挽き違いを作らないようにしなければならない。また、割裂等のおそれがある場合は、枕木又は支柱を施さなければならない。
- (オ) 枝払いは、枝の付け根から幹に接して平滑に落とさなければならない。
- (カ) 根張りは、材面に沿って平滑に落とさなければならない。

造材寸法表

規 格	造材寸法	内 容
3 m	実長 3. 1 m	末口径 14 c m以上の直材
4 m	実長 4. 1 m	末口径 14 c m以上の直材
その他	実長 + 0. 1 m	需要に応じた材 (高価格材)

※余尺は10 c mとして長さをそろえること。

- (キ) 上記の部位 (枝条を除く)、また上記ウにおいて、製品価値を著しく落とすと判断された曲がり等の欠点部位は木質バイオマス事業に供するものとし、造材は上記寸法表によら

ずとも良い。

(3) 集材

(ア) 集材は、林地及び残存立木を損傷しないよう十分に注意しなければならない。

(イ) 事業実施上において、林地崩壊、落石等の危険がともなう箇所が生じたときは、監督職員の指示に基づき、防止策を施すものとする。

(4) 運材

(ア) 積荷の際は、運搬中の荷崩れ等による材の滅失のなきように特に注意し、走行中の事故防止をはかるものとする。

3 作業路開設

(1) 林内に路網を開設し搬出する場合は、事前に予定線形を記入した5千分の1施業図と標準断面図を監督員に提出し、承認を得なければならない。

路網の開設にあたっては、下記のことを留意しなければならない。

(ア) 兵庫県森林作業道作設指針に基づき開設する

(イ) 路網と林業機械等を合理的に組み合わせ低コスト化を図る。

(ウ) 伐開幅は、必要最小限とする。

(エ) 支障木は、間伐材として取り扱うものとする

(オ) 本事業で開設した作業道は、搬出作業完了時に排水処理を行う等、路肩崩壊の防止に努めなければならない。

4 枝葉等の枝条の処理

(1) 造材作業に伴い発生した枝葉等の枝条等は1箇所に集積せず、河川及び排水施設等を除く林内の安定した場所に分散、・存置すること。

なお、作業に伴い河川等に落下した枝葉等の枝条については放置せず、引き上げ河川から5メートル以上離れた後、滑落防止の措置を取ること。

5 灌木類の除去

(1) 伐採の支障となる灌木類は必要な範囲で事前に除去することができる。

(2) この場合も、有用広葉樹は可能な限り残置すること。

6 その他

(1) その他定めのない事項については、監督員と協議のうえ決定すること。